したがって、本件選挙は、選挙の規定に違反しているものではないというべきである。

2 申立理由2について

上述のとおり、本件選挙は選挙の規定に違反していない。

したがって申立理由2については検討するまでもなく、本件選挙が無効であるとする申立人の 主張は理由がないと判断するものであるが、申立人は白紙投票の多さを問題としているので、こ の点について論ずることとする。

本件選挙において、スタンパーの使用方法がわからないまま白紙投票を投じざるを得なかったとするならば、確かに白紙投票の数が客観的に多いはずである。

弁明書、反論書によれば、平成11,12年の知事選挙と比較しての白紙投票率の割合の高低 が争点となっている。

白紙投票率(記号式白紙投票数を全記号式投票数で除した数値)で比較すると、平成11年知事選が1.02、平成12年知事選が0.58、本件選挙が0.69と僅差であり、高いとは言えない。

また、県全体の知事選の白紙投票率は平成11年が1.08、平成12年が0.54である。 これらともに僅差であることを考えると知事選と比較して本件選挙の白紙投票率が高いとは言えない。

ただし、白紙投票というのは、通常、候補者数、候補者の顔ぶれなどにより、若干変動する要素のものである。

そこで、当委員会は本件選挙における記号式投票の白紙投票率と自書式投票(不在者投票)の 白紙投票率を比較することにした。

すなわち、争いとなっているのはスタンパーを使用した投票日当日の記号式投票で、不在者投票の自書式投票はスタンパーを使用していないことから争いになっていない。よって、この2つの比較により白紙投票率の高低を明らかにしたい。

この数値によれば、自書式投票(不在者投票)の白紙投票率は、1.18で記号式投票の0.69より高い。よって、総括すると、白紙投票の数が多いという申立人の主張は認められない。

3 申立理由3について

一般に、選挙の投票全般の公正を疑わせる事由が選挙無効原因に当たり、個々の投票の効力、 帰属を左右する事由が当選無効原因に当たると解されている。(平成4年12月17日名古屋高裁 判決)。

申立人の主張するように無効票の判定手続に瑕疵があるとしても、それは当選無効原因にすぎず、選挙無効原因には当たらない。

したがって、申立人の主張には理由がない。

以上審査の結果、本件選挙は、9票差という僅差であるが、選挙が無効とされるのは、票差に かかわらず、選挙の規定に違反することが要件の一つであるので、選挙の規定に違反したと認め られない以上、本件選挙を無効とすべき理由はない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成14年5月20日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮本 卓治

熊本県選挙管理委員会告示第 48 号

熊本県菊池郡西合志町大字須屋 3109-11 の(総代)三隅泰任、同町大字須屋 574-1 の(総代)西村恒敏、同町大字須屋 222-5 の(総代)斧渕次男から提起された平成 14 年 2 月 24日執行の西合志町長選挙の選挙の効力に関する審査申立てについて、当委員会は次のとお り裁決した。 平成 14 年 5 月 29 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 宮 本 卓 治

裁 決 書

熊本県菊池郡西合志町大字須屋3109-11 審査申立人 総代 三隅泰任 熊本県菊池郡西合志町大字須屋574-1 審査申立人 総代 西村恒敏 熊本県菊池郡西合志町大字須屋222-5 審査申立人 総代 斧渕次男

上記審査申立人(以下「申立人」という。)から平成14年3月29日付けで提起された平成14年2月24日執行の西合志町長選挙(以下「本件選挙」という。)における選挙の効力に関する審査の申立てについて、熊本県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり裁決する。

主 文

本件の審査の申立てを棄却する。

審査申立ての要旨

申立人は、本件選挙について、西合志町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)に対し選挙の効力に関する異議の申出をしたところ、町委員会は平成14年3月15日これを棄却する旨の決定をしたので、これを不服として、当委員会に対し、この決定を取り消し、本件選挙は無効である旨の裁決を求めて審査の申立てをしたものである。

その理由を要約すると、次のとおりである。

- 1 本件選挙は、投票したい候補者の氏名の上の欄に〇をつけるという、いわゆる記号式投票の方法によりなされたが、〇の記号の記載方法は、公職選挙法第1条が規定する「その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われる」に相応しい方法であることが当然に要求されている。本件選挙における〇の記号の記載方法は、以下の理由により選挙人が自由な意思の表明をすることができないものであり、あるいは選挙人の中に自由な意思の表明をする機会が奪われたものがあると認められるので、選挙の規定に違反する違法があるというべきである。
 - (1)町選管は、本件選挙において記号式投票に〇の記号を付ける器具として、使用方法のわかり にくいスタンパーを使用した。
 - (2)スタンパーの使用は、本件選挙において初めて使用するもので、過去においては印棒にスタンプ台でインクを付けた上で、〇を付ける方法であった。キャップ付きのスタンパーの使用は初めてである。
 - (3)(1)、(2)にもかかわらず、スタンパーの使用方法に関する選挙人への周知が不十分であった。
- 2 1の結果、白紙投票が多くなり、この白紙投票の中には、スタンパーの正しい使用方法が分からないままに結果的に白紙投票になってしまった票が相当数混在している。他方、候補者の得票数の差は、わずか9票である。正しく投票がなされていれば、選挙の結果が変わった可能性が大きい。
- 3 無効票の判定について、著しく疑念が残るので、再度点検されるべきである。